公営企業会計について

- 1 一般行政と公営企業の本質的な違い
- 〇 一般会計 租税収入や国庫補助金など限られた財源の中で住民サービスを提供 ⇒ いかに支出を抑えて最大の効果を挙げるかという「支出の規制」を重視

- 〇 公営企業 住民サービスを提供し、その費用は受益者からの料金で回収
- ⇒ 単に支出を規制するだけでなく、企業の「効率的な経営管理」を重視

2 公営企業予算の特徴

法:地方公営企業法

令:地方公営企業法施行令

- ① 弾力性•自主性
 - a. 予算が概括的(法24条1項)
 - b. 目以下の流用が管理者限りで可能(令18条2項)
 - c. 弾力条項(法24条3項)・・・業務量増加に伴い収益増加する場合
 - d. 現金支出を伴わない経費の超過支出(令第18条第5項但書)
 - e. 予算の繰越(法第26条第1項、第2項ただし書)

- ② 発生主義(一般会計は現金主義)
- ③ 収益的収支・資本的収支(3条予算と4条予算)

ポイントその1 収益的収支と資本的収支の2本立て

- ① 経営成績(収益・費用) ⇒ 収益的収支予算
- ② 財政状態(資産・負債・資本) ⇒ 資本的収支予算 を明確に区分し、それぞれ正確に把握するため。

(1) 収益的収支予算(3条予算)

経営成績(収益・費用)⇒『損益計算書』の要素

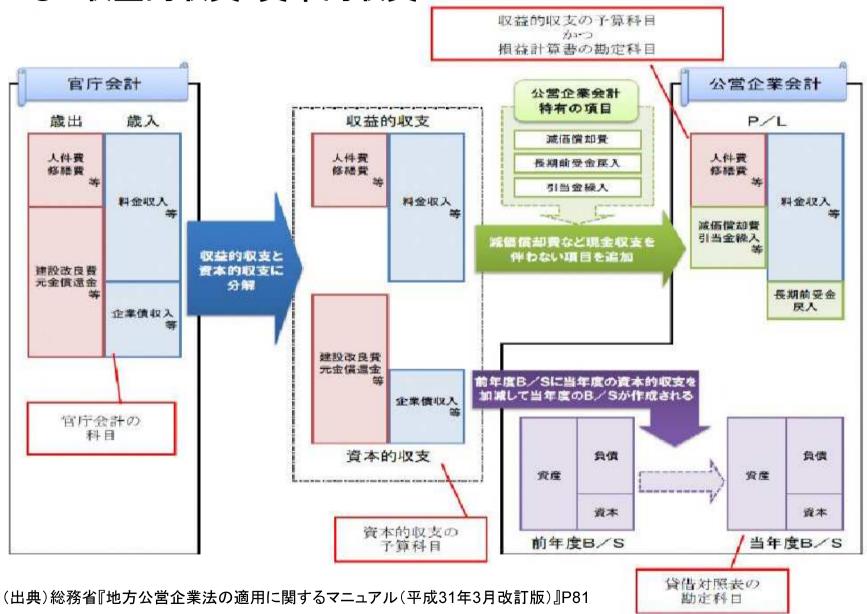
収益的収入	料金、長期前受金戻入等
収益的支出	人件費、企業債支払利息、減価償却費 等

(2)資本的収支予算(4条予算)

財政状態(資産・負債・資本)⇒『貸借対照表』の要素

資本的収入	企業債、出資金 等
資本的支出	建設改良費、企業債元金償還金等

〇 収益的収支-資本的収支



○ 補てん財源と予算計上 ポイントその2

「経営活動による利益によって内部留保された資金」や「減価償却費等の現金支出を伴わない費用によって内部留保された資金」は、<u>当該事業年度又</u>は前事業年度以前の予算を経ている。

- → そのため、これらの「内部留保資金」は建設改良費や元金償還金の財源と する場合であっても、あらためて予算の資本的収入には計上しない。
- → しかし、「内部留保資金」を計上しない分だけ、(当然ではあるが)4条収入 は4条支出に不足する。
- → そこで、不足分の補てんについて、4条予算本文に括弧書で記載する。

○ 補てん財源と予算計上 ポイントその2

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	^	
第1款 引	事業収益			千円
第1項	営業収益			千円
第2項	営業外収益			千円
第3項	特別利益			千円
		支	出	
第1款	事業費			千円
第1項	営業費用			千円
第2項	営業外費用			千円
第3項	特別損失			千円
第4項	予備費			千円
(資本的収)	入及び支出)			

1177

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額何千円は当年度分損益勘定留保資金何千円、繰越(又は当年度)利益剰余金処分額何千円及び何々何千円で補てんするものとする。)。

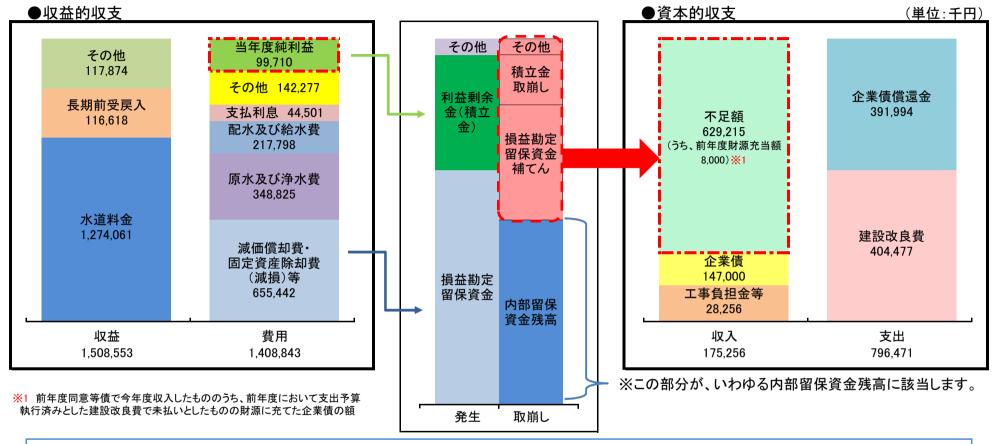
収 入

第1款 資本的収入

千円

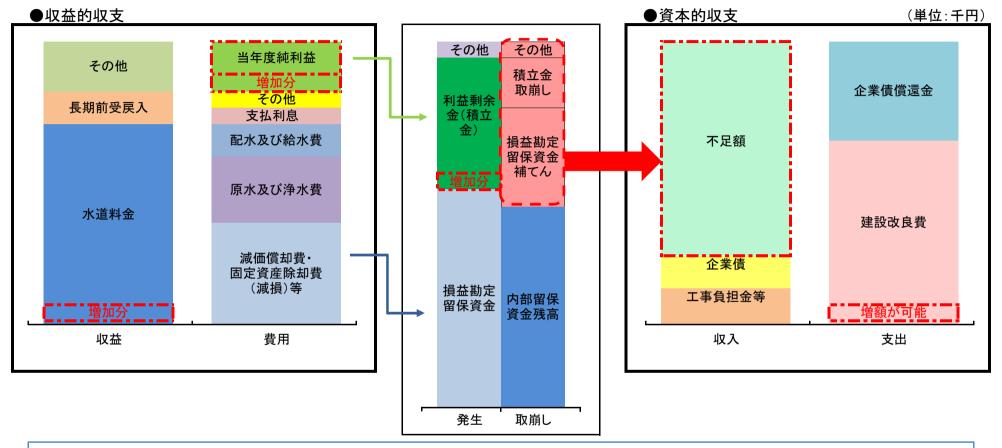
TITT

(参考) 補てん財源とは(令和3年度決算)



- 〇 収益的収支で生じた当年度純利益や現金支出を伴わない減価償却費や固定資産除却費等は、企業内部に留保される資金となります。 このうち、減価償却費などの現金支出がなく企業内に留保される資金を「損益勘定留保資金」といい、投資した資産の将来の更新需要のために企業内部 に留保される資金です。また、当年度純利益は状況に応じて、利益処分の議決により積立金へ積み立てを行っています。
- 資本的収支では、通常、財源不足が生じるため、企業内に留保された損益勘定留保資金や、過去の利益により積み立てられた積立金を取り崩して財源不足に対応する仕組みとなっています。

料金を改定すると



- 〇 収益的収支の水道料金収入が増加し、収益的収支で生じる当年度純利益が増加します。利益剰余金が増加し、積立金として内部留保資金となります。
- 内部留保資金が増加しますが、将来の更新に備えた資金を積立金として取っておく必要があります。
- 資本的収支の財源不足を補填できる額(積立金の取崩額)が増加するため、更新に必要な建設改良費を増やすことができます。 企業債の借入額を増加させることによって財源不足を補うことも可能ですが、将来の企業債の元金償還額(及び支払利息)が増加します。